

資料 1

令和 4 年 壱岐市議会定例会 9 月会議

議 案 関 係 資 料

(改正条例新旧対照表)

目 次

議案第 38 号関係

壱岐市職員の定年等に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

【参考資料】壱岐市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則・・・・・・・・・・・・ 10－1

議案第 39 号関係

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表

【第 1 条関係】壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表・・・・・・・・ 1 1

【第 2 条関係】壱岐市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・ 1 2

【第 3 条関係】公益的法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例新旧対照表・・・・・・・・ 1 3

【第 4 条関係】壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・ 1 4

【第 5 条関係】壱岐市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7

【第 6 条関係】壱岐市職員の給与に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5

【第 7 条関係】壱岐市職員等の旅費に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 9

議案第 40 号関係

壱岐市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 0

議案第 41 号関係

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する
基準を定める条例新旧対照表・・ 4 7

壱岐市職員の定年等に関する条例

現行	改正案	備考
<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(定年による退職)</p> <p>第2条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。</p> <p style="text-align: center;">(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢60年とする。ただし、調理員の定年は、年齢63歳とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当</u></p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条）</u></p> <p><u>第2章 定年制度（第2条—第5条）</u></p> <p><u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）</u></p> <p><u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第14条）</u></p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 定年制度</p> <p style="text-align: center;">(定年による退職)</p> <p>第2条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日<u>（以下「定年退職日」という。）</u>に退職する。</p> <p style="text-align: center;">(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、<u>年齢65年とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(定年による退職の特例)</p> <p>第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認</u></p>	

すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、市長の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない

めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項

い。

- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 (略)

第5条 (略)

ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 (略)

第5条 (略)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、壱岐市職員の給与に関する条例(平成16年壱岐市条例第41号)第10条第1項(壱岐市水道事業職員の給与に関する条例(令和元年壱岐市条例第18号)第3条において準用する場合を含む。)に規定する職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第

27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に

係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算し

て1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条各項の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

附 則
1・2 (略)

第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づき選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1・2 (略)

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日 日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日 日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日 日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日 日まで	64年

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において、壱岐市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年壱岐市条例第 号。次項において「令和4年改正条例」と

いう。)による改正前の第3条ただし書に規定する職員であつて、第3条の規定を適用する職員については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び令和4年改正条例による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

以下 (略)

以下 (略)

【参考資料】 壱岐市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の壱岐市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の壱岐市職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条

に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にあつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する

任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（市が加

入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する一部事務組合及び広域連合をいう。次項及び附則第6条において同じ。)における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

第5条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務

を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次条第1項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。)に達している者(新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することが

できる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達している者（新条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用

される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合

において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職

に係る新条例定年相当年齢に達している定年前提用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前提用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条及び第2条 (略) (任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(9) (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条及び第2条 (略) (任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(9) (略)</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条及び第2条 (略) (減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年壱岐市条例第13号)第18条第1項から第3項までに規定する報酬の額)の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条及び第2条 (略) (減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける給料の額</u>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、壱岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年壱岐市条例第13号)第18条第1項から第3項までに規定する報酬の額。<u>以下同じ。</u>)の10分の1以下に相当する額を給与から減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。</u></p> <p>以下 (略)</p>	

公益的法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略) (職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条 (略) (職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 壱岐市職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略) (1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第28条の4第1項又は法第28条の5第1項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略) (週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を</p>	<p>第1条 (略) (1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 (略) (週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を</p>	

超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員については、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合は、この限りでない。

第5条から第12条まで (略)
(年次休暇)

第13条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤

超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 (略)

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）により、4週間ごとの期間につき8日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員については、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合は、この限りでない。

第5条から第12条まで (略)
(年次休暇)

第13条 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短

<p>務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	
--	---	--

壱岐市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略) (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第2条の2から第8条まで (略) (育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略)</p> <p>第10条から第15条まで (略) (育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)</p> <p>第16条 育児短時間勤務をしている職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下この条及び次条において「育児短時間勤務職員等」という。)についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に</p>	<p>第1条 (略) (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) <u>(3) 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>第2条の2から第8条まで (略) (育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) <u>(3) 職員の定年等に関する条例第9条各項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>第10条から第15条まで (略) (育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例)</p> <p>第16条 育児短時間勤務をしている職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	

掲げる字句とする。

第5条第1項、第2項及び第4項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、 <u>壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年壱岐市条例第30号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする</u>
第5条の2第1項	とする	<u>に、算出率を乗じて得た額とする</u>
第15条第2項第2号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）
第22条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時

第5条第1項、第2項及び第4項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、 <u>壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年壱岐市条例第30号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする</u>
第15条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）
第22条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時

		間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第22条第4項	第2項	壱岐市職員の育児休業等に関する条例（平成16年壱岐市条例第31号。以下「育児休業条例」という。）第16条
第22条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第16条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後1

		間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第22条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第16条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後1

		0時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする
第25条	再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等
(以下略)	(以下略)	(以下略)

第17条 (略)

(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第18条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第1項、第2項及び第4項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年壱岐市条例第30号)第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗
-----------------	------	---

		0時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から100分の100(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を減じた割合を乗じて得た額とする
第25条	定年前再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務職員等
(以下略)	(以下略)	(以下略)

第17条 (略)

(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)

第18条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第1項、第2項及び第4項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年壱岐市条例第30号)第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗
-----------------	------	---

		じて得た額とする
第15条第2項 第2号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
第22条第1項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする
第22条第4項	第2項	壱岐市職員の育児休業等に関する条例（平成16年壱岐市条例第31号。以下「育児休業条例」という。）第1

		じて得た額とする
第15条第2項 第2号	定年前再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）
第22条第1項	支給する	支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする

		8条
第22条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第18条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
第25条	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第26条第2項	再任用職員	任期付短時間勤務職員

第22条第5項	要しない	要しない。ただし、当該時間が育児休業条例第18条の規定により読み替えられた同項ただし書に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から100分の100（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を減じた割合を乗じて得た額とする
第25条	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第26条第2項	第5条、第11条から第14条まで及び第16条から第18条まで	第11条から第14条まで及び第16条から第18条まで
	定年前再任用短	任期付短時間勤務職員

第19条 (略)

(部分休業をすることができない職員)

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。

ア・イ (略)

(部分休業の承認)

第21条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 (略)

第22条から第24条まで (略)

附 則

1～5 (略)

第19条 (略)

(部分休業をすることができない職員)

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。

ア・イ (略)

(部分休業の承認)

第21条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2・3 (略)

第22条から第24条まで (略)

附 則

1～5 (略)

(給与条例附則第12項の規定が適用される育児短時間勤務をしている職員及び短時間勤務職員に関する読替え)

6 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第12項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

以下 (略)

以下 (略)

壱岐市職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第5条まで (略) <u>(再任用職員の給料月額)</u> 第5条の2 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>2 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年壱岐市条例第30号。以下「職員勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>第6条から第8条まで (略) <u>(再任用短時間勤務職員等の教職調整額の端数計算)</u> 第8条の2 再任用短時間勤務職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。)又は同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員について、前条の規定による教職調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額とする。</p>	<p>第1条から第5条まで (略) <u>(定年前提任用短時間勤務職員の給料月額)</u> 第5条の2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前提任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前提任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該定年前提任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年壱岐市条例第30号。以下「職員勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該定年前提任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>第6条から第8条まで (略) <u>(定年前提任用短時間勤務職員等の教職調整額の端数計算)</u> 第8条の2 定年前提任用短時間勤務職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。)又は同法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員について、前条の規定による教職調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額とする。</p>	

第9条から第14条まで (略)
(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) (略)

(2) 通勤のため、自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用する者として当該運賃の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、

第9条から第14条まで (略)
(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) (略)

(2) 通勤のため、自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下この条において「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃相当額」という。)。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用する者として当該運賃の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、

支給単位期間につきそれぞれ次に定める額（再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～カ （略）

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

3～6 （略）

第16条から第21条まで （略）

（時間外勤務手当）

第22条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を、時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) （略）

- 2 再任用短時間勤務職員が正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間

支給単位期間につきそれぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～カ （略）

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

3～6 （略）

第16条から第21条まで （略）

（時間外勤務手当）

第22条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合にはその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を、時間外勤務手当として支給する。

(1)・(2) （略）

- 2 定年前再任用短時間勤務職員が正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が

4 5分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 (略)

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（職員勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。以下この条において「第1項勤務」という。）の時間と職員勤務時間条例第5条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（以下この条において「第3項勤務」という。）の時間（規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175）を、第3項勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 職員勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額

7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 (略)

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（職員勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。以下この条において「第1項勤務」という。）の時間と職員勤務時間条例第5条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（以下この条において「第3項勤務」という。）の時間（規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合には、100分の175）を、第3項勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 職員勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額

に、第1項勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、第3項勤務にあつては100分の50から第3項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 （略）

第23条及び第24条 （略）

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第25条 勤務1時間当たりの給与額は、給料等の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から7時間45分（再任用短時間勤務職員にあつては、規則で定める時間）に19を乗じた時間数を減じたもので除した額とする。

（時間外勤務手当等に関する規定の適用除外）

第26条 （略）

2 第11条から第14条まで及び第16条から第18条までの規定は、再任用職員には適用しない。

第27条から第29条まで （略）

（期末手当）

第30条 （略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) （略）

に、第1項勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、第3項勤務にあつては100分の50から第3項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 （略）

第23条及び第24条 （略）

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第25条 勤務1時間当たりの給与額は、給料等の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間数から7時間45分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、規則で定める時間）に19を乗じた時間数を減じたもので除した額とする。

（時間外勤務手当等に関する規定の適用除外）

第26条 （略）

2 第5条、第11条から第14条まで及び第16条から第18条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第27条から第29条まで （略）

（期末手当）

第30条 （略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) （略）

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 (略)

第31条及び第32条 (略)

(勤勉手当)

第33条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員で規則で定めるものについても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長又は任命権者が市長と協議の上、別に規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

第34条から第40条まで (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 (略)

第31条及び第32条 (略)

(勤勉手当)

第33条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における当該職員の勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員で規則で定めるものについても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長又は任命権者が市長と協議の上、別に規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

第34条から第40条まで (略)

附 則

1～11 (略)

附 則

1～11 (略)

1.2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第14項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

1.3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 壱岐市職員の定年等に関する条例(平成16年壱岐市条例第26号)第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員

(3) 壱岐市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

1.4 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第16項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則

第12項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第12項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

15 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

16 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第12項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第14項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

17 附則第14項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第12項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料

月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

18 附則第12項から前項までに定めるもののほか、附則第12項の規定による給料月額、附則第14項の規定による給料その他附則第12項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

(単位：円)

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再任 用職 員以 外の 職員	(中 略)	(中 略)	(中 略)	(中 略)	(中 略)	(中 略)	(中 略)	(中 略)
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800
再任 用職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

(単位：円)

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再任 用職 員以 外の 職員	(中 略)	(中 略)	(中 略)	(中 略)	(中 略)	(中 略)	(中 略)	(中 略)
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800
再任 用職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

海事職給料表

(単位：円)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再任 用職 員以 外の 職員	(中 略)	(中 略)	(中 略)	(中 略)	(中 略)	(中 略)	(中 略)
再任 用職 員		215,100	229,600	231,600	253,700	282,200	312,000

備考 この表は、船員に適用する。

別表第3（第4条関係）

--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

海事職給料表

(単位：円)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	(中 略)	(中 略)	(中 略)	(中 略)	(中 略)	(中 略)	(中 略)
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給 料月額 215,100	基準給 料月額 229,600	基準給 料月額 231,600	基準給 料月額 253,700	基準給 料月額 282,200	基準給 料月額 312,000

備考 この表は、船員に適用する。

別表第3（第4条関係）

教育職給料表

(単位：円)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	(中 略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
再任 用職 員		225, 200	271, 100	298, 100	324, 400	405, 200

備考

- 1 この表は、教育委員会の指導主事に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7, 500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 (第4条関係)

医療職給料表 (2)

教育職給料表

(単位：円)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	(中 略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料 月額 225, 200	基準給料 月額 271, 100	基準給料 月額 298, 100	基準給料 月額 324, 400	基準給料 月額 405, 200

備考

- 1 この表は、教育委員会の指導主事に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7, 500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 (第4条関係)

医療職給料表 (2)

(単位：円)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
再任 用職 員以 外の 職員	(中 略)	(中 略)	(中 略)	(中 略)	(中 略)	(中 略)	(中 略)	(中 略)
再任 用職 員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び精神保健福祉士に適用する。

医療職給料表（3）

(単位：円)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額

(単位：円)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	(中 略)	(中 略)	(中 略)	(中 略)	(中 略)	(中 略)	(中 略)	(中 略)
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給 料月額 188,700	基準給 料月額 215,300	基準給 料月額 243,500	基準給 料月額 256,900	基準給 料月額 282,100	基準給 料月額 322,800	基準給 料月額 365,000

備考 この表は、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び精神保健福祉士に適用する。

医療職給料表（3）

(単位：円)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額

	額	額	額	額	額	額	額
再任用職員以外の職員	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
再任用職員	235, 100	255, 400	262, 600	272, 800	289, 100	326, 200	

備考 この表は、看護師及び准看護師に適用する。

医療職給料表（４）

（単位：円）

職員 の区 分	職務 の級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)

	額	額	額	額	額	額	額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額 235, 100	基準給料月額 255, 400	基準給料月額 262, 600	基準給料月額 272, 800	基準給料月額 289, 100	基準給料月額 326, 200	

備考 この表は、看護師及び准看護師に適用する。

医療職給料表（４）

（単位：円）

職員 の区 分	職務 の級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)

職員								
再任用職員	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000	426,500	

備考 この表は、獣医師に適用する。

以下 (略)

間勤務職員以外の職員								
定年前再任用短時間勤務職員	基準給 料月額 215,300	基準給 料月額 243,500	基準給 料月額 256,900	基準給 料月額 282,100	基準給 料月額 322,800	基準給 料月額 365,000	基準給 料月額 426,500	

備考 この表は、獣医師に適用する。

以下 (略)

壱岐市職員等の旅費に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公務のため旅行する本市職員（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）等に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに、市費の適正な支出を図ることを目的とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、公務のため旅行する本市職員（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）等に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに、市費の適正な支出を図ることを目的とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略) (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ) (略)</u></p> <p><u>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が、当該子が1歳到達日後であ</u></p>	<p>第1条 (略) (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) (略)</u></p> <p><u>イ 次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p><u>(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期</u></p>	

る場合にあつては、当該末日とされた日) において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2 (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日

間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2 (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事

が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がす

情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）
当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の

る地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあって

- (1) (略)
- (2) (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1)～(4) (略)

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

- (6) (略)

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、

は、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

- (2) (略)
- (3) (略)

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1)～(4) (略)

- (5) (略)

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は前条の規定に該当すること。

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当

当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

第4条から第9条まで (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(7) (略)

第11条から第19条まで (略)

(部分休業をすることができない職員)

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を

当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は57日間とする。

第4条から第9条まで (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(7) (略)

第11条から第19条まで (略)

(部分休業をすることができない職員)

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第

占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員

第21条から第23条まで （略）

（委任）

第24条 （略）

以下 （略）

28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

第21条から第23条まで （略）

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第24条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第25条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

（委任）

第26条 （略）

以下 （略）

壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の

運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第56条まで (略)</p> <p>(法定代理受領の場合の読替え)</p> <p>第57条 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前2条の規定の適用については、第55条第1項中「額」とあるのは「額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第1項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、<u>前条第2項中「前項の場合において、」とあるのは「法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市町村及び当該」と、「交付し」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知し」とする。</u></p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条から第56条まで (略)</p> <p>(法定代理受領の場合の読替え)</p> <p>第57条 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前2条の規定の適用については、第55条第1項中「額」とあるのは「額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第1項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、<u>同条第2項中「前項の場合において、」とあるのは「法第30条の11第3項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市町村及び当該」と、「交付しなければならぬ。」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知しなければならぬ。ただし、当該特定子ども・子育て支援が、特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園、幼稚園若しくは特別支援学校又は法第7条第10項第5号に掲げる事業において提供されるものである場合には、当該市及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付することを要しない。」とする。</u></p>	

以下 (略)

以下 (略)

令和4年度9月補正予算（案）概要

1. 各会計予算額一覧	1
2. 9月補正予算主要事業一覧	2~8
3. 繰越明許費	9



吉 岐 市

令和4年度各岐市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会計名		現計予算額	9月補正予算額(案)	補正後予算額(案)	
一般会計		23,493,274	242,242	23,735,516	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	3,646,324	405	3,646,729
		診療施設勘定	49,537		49,537
		計	3,695,861	405	3,696,266
	後期高齢者医療事業特別会計		389,971		389,971
	介護保険 事業特別 会計	保険事業勘定	3,666,872	50,679	3,717,551
		介護サービス事業勘定	36,043		36,043
		計	3,702,915	50,679	3,753,594
	下水道事業特別会計		408,695	2,213	410,908
	三島航路事業特別会計		120,672	5,000	125,672
	農業機械銀行特別会計		105,701	22,814	128,515
合計		8,423,815	81,111	8,504,926	
一般会計、特別会計の合計		31,917,089	323,353	32,240,442	

○企業会計

(単位:千円)

会計名	内訳	現計予算額	9月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的収入	766,002		766,002
	収益的支出	790,015		790,015
	資本的収入	205,089		205,089
	資本的支出	454,755		454,755

令和4年度9月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所屬 手書き ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 7 情報管理費	共同電算システム導入事業	55,118	6,395	61,513	0	0	0	0	6,395	●事業の背景・目的等 令和4年度より導入移行した鹿児島県自治体情報処理連絡協議会が行っている共同電算システム事業に追加で業務移行を行うもの。 ●事業内容 税申告支援システム導入移行及び、現行システムからのデータ抽出処理、並びに関連機器等設置作業。	情報管理課 P20~21
	情報管理費	278,863	▲ 29,079	249,784	0	0	0	0	▲ 29,079	●事業の背景・目的等 地域イントラネット（各庁舎及び出先等を結ぶ光ファイバネットワーク網）の維持管理、及び情報・通信基盤（主に情報系）の維持整備と自治体情報セキュリティの強化を図る。 ●事業内容 情報セキュリティを確保するためのファイル無害化システムの更改にあたり、当初は既存システムへの追加導入を予定していたが、本年度更新予定であったシステムとの仕様・構成を検証した結果、業務への支障もなく設計を見直すことができたため、関連予算を減額する。	情報管理課 P20~21
2 総務費 1 総務管理費 12 新型コロナウイルス感染症対応事業費	新型コロナウイルス感染症対応事業費（総務課）	82,300	12,760	95,060	12,760	0	0	0	0	●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症及び燃料価格高騰による影響を受けている公共交通事業者に対する支援を行い、市民の生活及び経済活動を支える公共交通の維持を図る。 ●事業内容 ①航空路 89,300千円×2機×1/10×1/3（3市）=6,000千円 ②陸上交通 ・路線バス 240千円×19台=4,560千円 ・タクシー 50千円×44台=2,200千円	総務課 P20~21
	新型コロナウイルス感染症対応事業費（学校給食運営費）	0	9,198	9,198	9,198	0	0	0	0	●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症及び燃料油価格・物価高騰により、学校給食の材料費が値上がりし給食運営に影響が生じているため、給食費単価に対する支援を行い、安定した学校給食の提供を図る。 ●事業内容 <学校給食用食料費高騰対策補助金> 給食費1食あたり単価に対して10%補助 ①小学校 222円/食×10%×1,340人×188日=5,593千円 ②中学校 277円/食×10%×727人×179日=3,605千円	教育総務課 P20~21

令和4年度9月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					一般財源	事業内容	所属 予算書 ページ			
					特定財源				国費				県費	地方債	その他
					国費	県費	地方債	その他							
3 民生費 2 児童福祉費 2 児童措置費	子育て世帯等臨時特別支援事業	0	10,111	10,111	0	0	0	0	0	10,111	<p>●事業の背景・目的等 令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業の事業実績により、受入超過となった補助金の返還を行う。</p> <p>●事業内容 「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金」精算返納金</p>	<p>子ども家庭課</p> <p>P28～29</p>			
4 衛生費 1 保健衛生費 2 予防費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	110,477	104,091	214,568	104,091	0	0	0	0	0	<p>●事業の背景・目的等 変異を続ける新型コロナウイルス感染症の対策として、オミクロン株対応ワクチンによる市民への円滑なワクチン接種を円滑に実施するために必要な体制を確保し、今年秋以降にオミクロン株対応ワクチンの供給を受けて、各医師会協力のもと円滑な接種を実施する。</p> <p>●事業内容 現時点では、初回（1，2回目）接種を完了したすべての住民を対象に、オミクロン株対応ワクチンによる追加接種を実施する予定である。この体制確保に必要な費用については国が全額を負担する方針である。</p> <p>①実施期間 【全体】令和4年10月～令和5年3月末予定</p> <p>②対象者 初回接種を終了した全ての住民</p> <p>③対象予定者数（令和4年7月末時点） 【全体】22,000人</p>	<p>健康増進課</p> <p>P32～33</p>			
4 衛生費 2 清掃費 2 塵芥処理費	塵芥処理費	373,117	6,837	379,954	0	0	0	0	0	6,837	<p>●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症及び燃料油価格・物価高騰により、ごみ袋の原料である原反ロール価格が高騰し予定枚数の作成が困難となっているため、原料価格上昇分の費用を追加し必要枚数を確保する。</p> <p>●事業内容 (ごみ袋作製費用) ①指定袋（可燃物・大）180,000枚作成 ②指定袋（可燃物・小）56,000枚作成</p>	<p>環境衛生課</p> <p>P32～33</p>			
	クリーンセンター費	255,418	42,482	297,900	0	0	0	0	19,966	22,516	<p>●事業の背景・目的等 令和4年6月に発生した火災により罹災した施設内設備機器の復旧を行い、一般廃棄物処理事業の適正な運営に努める。</p> <p>●事業内容 マテリアル推進施設選別設備復旧工事 一式</p> <p>(復旧箇所) ①二次破砕物搬送コンベヤ ②粒度選別機 ③アルミ選別機 ④風力選別機(アルミ選別機用) ⑤アルミ搬送コンベヤ ⑥可燃残渣バンカ</p>	<p>環境衛生課</p> <p>P32～33</p>			

令和4年度9月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
5 農林水産業費 1 農業費 3 農業振興費	農地利用効率化等支援交付金事業	0	15,219	15,219	0	15,219	0	0	0	<p>●事業の背景・目的等 担い手の規模拡大に必要な機械や施設へ補助することにより、担い手の経営向上を図り、地域農業の活性化に寄与する。</p> <p>●事業内容 <農地利用効率化等支援交付金> ①融資主体支援タイプ（補助率3/10、補助上限3,000千円） ・集落営農法人（5件）、認定農業者（1件） 農業用機械（コンバイン他） ②追加的信用供与補助事業（補助率：融資額×1/15） ・集落営農法人（5件）、認定農業者（1件）</p>	農林課 P34～37
	ながさき農林業・農山村構造改善加速化支援事業	38,369	▲ 19,632	18,737	0	▲ 15,704	0	0	▲ 3,928	<p>●事業の背景・目的等 担い手の規模拡大に必要な機械や施設へ補助することにより、担い手の経営向上を図り、地域農業の活性化に寄与する。</p> <p>●事業内容 上記「農地利用効率化等支援交付金事業（国庫補助事業）」採択に伴う予算組み替えによる減額。</p>	農林課 P34～37
	人・農地プラン関連事業費	12,390	750	13,140	0	750	0	0	0	<p>●事業の背景・目的等 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立に資する経営開始資金を交付する。</p> <p>●事業内容 <新規就農者育成総合対策（長崎県経営開始資金）> 補助率10/10 ・新規就農者（1件） 750千円</p>	農林課 P34～37
	ながさき型スマート産地確立支援事業	0	466	466	0	388	0	0	78	<p>●事業の背景・目的等 農林業の一層の発展に向けて「第3期ながさき農林業・農山村活性化計画」に基づき、スマート農業技術等の体系的導入と産地基盤の整備・強靱化により高い生産性を有するスマート産地づくりに取り組み、定時・定量・定質（高品質）出荷の実現を進めるため、ながさき型スマート産地確立支援事業を実施する。</p> <p>●事業内容 <ながさき型スマート産地確立支援事業補助金> 補助率 県1/2、市1/10 ・アスパラガス生産組合（1件） アスパラガス新植 44.43a</p>	農林課 P34～37

令和4年度9月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
5 農林水産業費 1 農業費 5 農地費	干害応急対策事業	20,194	25,000	45,194	0	2,500	0	0	22,500	<p>●事業の背景・目的等 異常なる干天が連続し既設の用水源が枯渇して農産物が枯死する恐れがあるため、これに対して干害応急対策事業を共同して実施する2戸以上の農家、又は団体へ補助金を交付する。</p> <p>●事業内容 <干害応急対策事業補助金> 補助率1/2以内(対象経費上限200万円)</p> <p>①水路の掘削、②送水管の設置、③井戸の掘削、④動力線の架設、⑤揚水機・付属品、発電機の購入費及びリース料、⑥その他水確保のための工事等に対する経費が10万円以上200万円以下のものに対し1/2以内の助成を行う。但し、国県の補助事業制度に該当する場合は、その補助事業を優先することとし、市の補助率は国県補助金等と合算して1/2以内とする。</p> <p>※令和4年7月第2回会議提案後の追加申請による事業費増</p>	農林課 P36~37
5 農林水産業費 2 林業費 2 林業振興費	森林保全造林事業費	32,916	622	33,538	0	622	0	0	0	<p>●事業の背景・目的等 造林事業を推進し健全な森林資源の造成を行い、水源涵養・山地災害防止機能を維持増進し、松林の保護により森林の有する公益的機能の回復を図る。</p> <p>●事業内容 <ながさき森林環境保全事業補助金> 補助率10/10 県森林環境財と税活用による森林整備のための調査</p> <p>①有安地区 A=4.0ha ②池田仲地区 A=5.50ha ③本宮西地区 A=5.50ha</p>	農林課 P36~37
5 農林水産業費 3 水産業費 3 漁港管理費	漁港管理費	32,162	1,499	33,661	0	0	0	0	1,499	<p>●事業の背景・目的等 漁港施設の維持管理・環境管理を実施し、漁港施設利用者の安全性・利便性の確保を図る。</p> <p>●事業内容 ①石田町内漁港(山崎、七湊、久喜)の漁港合併を進めるため、漁港台帳の補正(新測地系への変換)を行う。 ・漁港管理費委託料 石田町漁港台帳補正業務 一式</p> <p>②市内漁港の施設(水銀灯等)の故障が上半期に多発したため、想定よりも修繕料の支出が増加した。今後の施設管理を考慮すると現予算では不足するため、修繕料を増額する。 ・漁港管理費修繕料 水銀灯修繕一式</p> <p>③郷ノ浦町品木浜船溜まりにおいて、浮桟橋の渡橋が経年による老朽化が著しく使用不可能となり、現在は仮設の渡橋を使用し浮桟橋へ渡っており危険な状況である。安全な利用を図るため、渡橋設置に必要な原材料を支給する。 ・維持補修材料費 品木浜船溜まり 原材料費一式</p>	水産課 P36~39

令和4年度9月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					一般財源	事業内容	所属 予算書 ページ			
					特定財源				国費				県費	地方債	その他
					国費	県費	地方債	その他							
5 農林水産業費 3 水産業費 3 漁港管理費	芦辺港ターミナル整備 事業	23,979	206	24,185	0	0	0	0	0	206	●事業の背景・目的等 芦辺港ターミナル周辺整備検討委員会設置（令和4年6月28日設置）にあたり、委員の増員及び委員会開催を増やすことで関係者等の意見を幅広く聴取し、施設の利用面・機能面等を考慮した一体的な整備を実施するとともに、利用者の利便性・快適性へと繋げる。 ●事業内容 芦辺港ターミナル周辺整備検討委員会 委員の増員及び委員会開催回数の増加による関係諸費用を増額する。	水産課 P36～39			
6 商工費 1 商工費 2 商工振興費	マリンパル客舢管理費	5,614	3,007	8,621	0	0	0	0	0	3,007	●事業の背景・目的等 「マリンパル客舢」交流スペースのエアコンに不具合が生じているため、設備を改修し施設の適切な管理運営に努めるとともに、利用者の交流・憩いの場を提供する。 ●事業内容 エアコン改修一式 ・修理部品も年式が古く生産停止となっていることから、全3台のうち1台を撤去し、残る2台を改修する。	商工振興課 P38～39			
7 土木費 2 道路橋りょう費 2 道路橋りょう維持費	道路維持費	203,515	31,100	234,615	0	0	0	0	0	31,100	●事業の背景・目的等 市道の定期的な維持管理を行うことにより、地域並びに一般交通の安全確保を図るとともに、異常気象による周辺隣地への災害防止を図る。 ●事業内容 市道補修工事 他 ①市道東ノ木線道路補修工事 ②市道迎野白根線道路補修工事 ③市道大石3号線道路補修工事 ④市道中島線道路補修工事 ⑤市道湯岳池田線道路補修工事 ⑥市道内海線転落防止柵改修工事 ⑦市道中山桜木線道路補修工事 ⑧市道瀬戸西町1号線道路整備工事	建設課 P40～41			
7 土木費 5 都市計画費 2 公園費	勝本総合運動公園整備 事業	6,800	3,100	9,900	0	0	0	0	0	3,100	●事業の背景・目的等 勝本総合運動公園（ソフトボール場）の老朽化等が著しいため、施設の撤去・改修を行い、市民が安全・安心に利用できる環境を整備する。 ●事業内容 勝本総合運動公園整備 ①外周フェンス撤去 H=3.0m L=100.0m ②バックネット撤去 一式 ③外周フェンス新設 H=1.5m L=105.0m	建設課 P40～41			

令和4年度9月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
8 消防費 1 消防費 2 非常備消防費	消防団員安全装備品整備事業	0	200	200	0	0	0	200	0	●事業の背景・目的等 令和4年度消防団員安全装備品整備事業に係る助成の決定に伴い、消防団員の雨天活動時に必要な雨衣(レインコート・レインパンツ)を整備する。 ●事業内容 消防団員安全装備品整備 団員用レインコート・レインパンツ 一式	消防本部 P42~43
9 教育費 3 中学校費 2 教育振興費	中学校教育振興費	43,919	5,964	49,883	0	0	0	0	5,964	●事業の背景・目的等 令和4年度長崎県中学校総合体育大会における宮崎市選手団の活躍に伴う上位大会出場に係る費用を補助し、スポーツ活動を通じた生徒の健全な育成を図る。 ●事業内容 上位大会(九州大会・全国大会)出場に係る費用に対する補助。 <九州大会>①軟式野球(勝本中) ②ソフトボール(勝本中) ③陸上(郷ノ浦中) ④剣道(石田中) ⑤相撲(芦辺中) <全国大会>①軟式野球(勝本中)	教育総務課 P44~45
9 教育費 5 社会教育費 6 文化財保護費	文化財保護費	6,203	354	6,557	0	177	0	0	177	●事業の背景・目的等 長崎県まちづくり景観資産の活用あるいは保全・修景のための事業費について助成し、まちづくり景観資産の維持・継承へつなげる。 ●事業内容 <21世紀まちづくり推進総合支援事業補助金> ①対象施設：弁天荘(個人所有) ②総事業費：533千円(弁天荘の屋根改修工事) ③助成額：354千円(県：177千円、市：177千円) ※負担割合は、県・市・所有者が1/3ずつ	社会教育課 P46~47
	市内遺跡発掘調査事業費	9,334	1,401	10,735	700	84	0	0	617	●事業の背景・目的等 令和4年7月の大雨により、原の辻遺跡範囲内に所在する溜池の法面が崩落したため、その復旧工事に伴う事前発掘調査を実施する。 ●事業内容 復旧工事に伴う事前発掘調査(市内遺跡発掘調査事業)一式 ①国宝重要文化財保存・活用事業補助金(補助率50%) ②指定文化財保存整備事業補助金(補助率6%)	社会教育課 P46~47
12 諸支出金 1 公営企業費 1 公営企業費	三島航路事業費	47,268	5,000	52,268	0	0	0	0	5,000	●事業の背景・目的等 三島航路事業特別会計において、昨今の世界情勢による原油価格高騰の影響による燃料価格の高騰、及びフェリーみしま(船舶)ドック時における追加修繕費用が生じたため、一般会計からの繰り出しにより三島航路事業の安定した運営を図る。 ●事業内容 三島航路事業特別会計への一般会計繰出金 ①燃料価格高騰費用 1,500千円 10円(燃料単価増加分)×150,000ℓ(年間使用料) ②フェリーみしまドック時追加修繕費一式 3,500千円	総務課 P48~49

令和4年度9月補正予算の主要事業

■ 三島航路事業特別会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所 属 予 算 書 ペ ー ジ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
1 運航費 1 運行管理費 2 業務管理費	業務管理費	45,650	5,000	50,650					5,000	<p>●事業の背景・目的等 昨今の世界情勢による原油価格高騰の影響による燃料価格の高騰、及びフェリーみしま（船舶）の老朽化によりドック時における追加修繕費用が生じたため、関連費用を増額し三島航路事業の安定した運営を図る。</p> <p>●事業内容 ①燃料価格高騰費用 1,500千円 10円(燃料単価増加分)×150,000ℓ(年間使用料) ②フェリーみしまドック時追加修繕費一式 3,500千円</p>	総務課 P10～11

■一般会計・繰越明許費（詳細）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	完了予定	繰越理由
2 総務費	1 総務管理費	地域情報通信推進事業	21,120	R6.3.31	CATV加入者宅用機器（D-ONU）の購入について、半導体不足及び物流の停滞に伴う生産量の縮小等により、メーカー納期が長期化し年度内納品が困難なため。
4 衛生費	2 清掃費	クリーンセンター復旧工事	42,482	R6.3.31	クリーンセンター復旧工事に伴う設備機器の半導体不足及び物流の停滞に伴う生産量の縮小等により、メーカー納期が長期化し年度内竣工が困難なため。
合 計			63,602		

令和 3 年度

各 会 計 決 算 概 要

1. 健全化判断比率等の概要について	1～2
2. 令和3年度実質収支に関する調書	3～4
3. 令和3年度普通会計決算状況カード	5～6
4. 令和3年度における主要施策の成果説明	7～28
5. 令和3年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費	29
6. 基金の状況	30



高 岐 市

健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額
 資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額
 - ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
 - ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・ 事業の規模：事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額
 事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額
 - ※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
 - ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

令和3年度実質収支に関する調書

(単位：千円)

区 分		会 計 名			
		一般会計	国民健康保険事業特別会計		後期高齢者医療 事業特別会計
			事業勘定	直営診療施設勘定	
1	歳入総額	24,563,388	3,610,274	48,759	360,332
2	歳出総額	23,760,875	3,598,794	48,759	356,239
3	歳入歳出差引額	802,513	11,480	0	4,093
4	翌年度へ繰り越すべき財源				
	(1) 継続費通次繰越額				
	(2) 繰越明許費繰越額	79,433			
	(3) 事故繰越繰越額				
	計	79,433	0	0	0
5	実質収支額	723,080	11,480	0	4,093
6	実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金				

区 分		会 計 名			
		介護保険事業特別会計		下水道事業 特別会計	三島航路事業 特別会計
		介護保険事業勘定	介護サービス事業勘定		
1	歳入総額	3,732,074	49,144	304,968	113,547
2	歳出総額	3,569,089	37,287	304,947	113,547
3	歳入歳出差引額	162,985	11,857	21	0
4	翌年度へ繰り越すべき財源				
	(1) 継続費通次繰越額				
	(2) 繰越明許費繰越額				
	(3) 事故繰越繰越額				
	計	0	0	0	0
5	実質収支額	162,985	11,857	21	0
6	実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金				

令和3年度実質収支に関する調書

(単位：千円)

区 分		会 計 名			
		農業機械銀行 特別会計			
1	歳入総額	114,722			
2	歳出総額	91,907			
3	歳入歳出差引額	22,815			
4	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費運次繰越額			
		(2) 繰越明許費繰越額			
		(3) 事故繰越繰越額			
		計	0		
5	実質収支額	22,815			
6	実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金				

区 分		特別会計合計	一般会計、特別会計合計
1	歳入総額	8,333,820	32,897,208
2	歳出総額	8,120,569	31,881,444
3	歳入歳出差引額	213,251	1,015,764
4	翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費運次繰越額	0
		(2) 繰越明許費繰越額	79,433
		(3) 事故繰越繰越額	0
		計	79,433
5	実質収支額	213,251	936,331
6	実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金	0	0

令和3年度決算状況

都道府県名	長崎県	コード番号	422100	市町村類型	I-1
		ふりがな	いきし	2年度交付税	種地
		市町名	吉岐市	種地区分	1-1

人口		面積	人口密度	人口集中地区	産業構造			
国調	2年	km ²	人/km ²	人口(人)	区分	第1次	第2次	第3次
	24,948人	139.42	178.94		2年	1,933人	1,731人	7,741人
	27,103人				国調	16.9%	15.2%	67.9%
	29,377人				27年	2,657人	1,945人	8,402人
増減率	△7.9%	△7.7%		市町村の沿革(合併状況)	国調	20.4%	15.0%	64.6%
住民基本台帳	R4.1.1	25,494人	平成16年3月1日、次の4町の新設合併により市制施行 郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町					
	R3.1.1	25,977人						

区分	令和3年度	令和2年度	区分	指標等	指定団体等の状況
1 歳入総額 A	24,628,870千円	27,034,681千円	基準財政需要額	11,908,872千円	・ 財政再建
2 歳出総額 B	23,803,541	26,358,945	基準財政収入額	2,547,270千円	・ 不交付
3 歳入歳出差引額 A-B C	825,329	675,736	標準財政規模	12,931,064千円	・ 低開発 ○
4 翌年度に繰り越すべき財源 D	79,433	223,190	財政力指数	0.221	・ 産炭 ○
5 実質収支 C-D E	ア 745,896	イ 452,546	経常収支比率	※(92.0) % 89.0	・ 法適過疎 ○
実質収支比率	5.77%	3.62%	公債費比率	—%	・ 県単過疎 ○
6 単年度収支 F	ア-イ 293,350	5,895	債務負担行為を含む公債費比率	—%	・ 離島(全域一部) ○
7 積立金 G	250,192	250,261	起債制限比率	—%	・ 辺地(全域一部) ○
8 繰上償還金 H	0	0	積立金現在高	9,247,263千円	・ テクノ
9 積立金とりくずし額 I	0	0	内訳		・ 事務の共同
10 実質単年度収支 F+G+H-I J	543,542	256,156	財調基金	1,554,414千円	・ 処理の状況
収益事業収入額			減債基金	1,425,561千円	・ 消防
徴税費率	5.7%	5.6%	その他	6,267,288千円	・ ごみ処理
			地方債現在高	26,296,282千円	・ し尿処理
			債務負担行為額	738,877千円	・ 介護保険
			<財政健全化指標> 実質赤字比率	—%	・ 小学校関係
			連結実質赤字比率	—%	・ 中学校関係
			実質公債費比率	6.6%	・ 山林関係
			将来負担比率	22.8%	・ 火葬場
					・ 税務事務
					・ その他()

一般職員等(普通会計) R4.4.1現在				特別職員		
区分	職員数 A	給料月額 B	一人当たり支給月額 B/A	区分	改定実施年月日	給料(報酬)月額
一般職員	276人	85,690千円	310,471円	市町長	H20.5.1	800(1人)
技能労務職員	2	625	312,500	副市町長	H20.5.1	640(1人)
教育公務員	28	8,927	318,821	教育長	H20.5.1	576(1人)
消防職員	62	17,046	274,935	議会議長	H21.8.7	380(1人)
臨時職員				議会副議長	H21.8.7	330(1人)
				議会議員	H21.8.7	300(14人)
合計	368	112,288	305,130			

公営事業等の状況	事業名	法適用の有無	収支額	普通会計からの繰入額	事業名	法適用の有無	収支額	普通会計からの繰入額
			千円	千円			千円	千円
	国民(事業勘定)	有(無)	11,480	342,961	下水道(公共下水)	有(無)	20	106,090
	国保(直診勘定)	有(無)	0	16,894	下水道(漁業集落)	有(無)	1	71,097
	後期高齢者医療事業	有(無)	4,092	122,489	三島航路事業	有(無)	0	25,666
	介護保険(保険勘定)	有(無)	162,985	547,607	水道事業	有(無)	△70,664	130,298
	“(介護サービス勘定)	有(無)	11,857	0				

※「経常収支比率」欄の上段()は、減税補てん債及び臨時財政対策債を計算式の分母から除いた比率

令和3年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ繰越額	不用額	
総務費	自治公民館費	43,855,000	42,385,200	0	1,469,800	自治公民館運営費等交付金 8,181,000 行政協力事務交付金 20,918,400 吉崎市コミュニティ施設改修等補助金 5,810,000 安全・安心のまちづくり交付金 7,475,800
	まちづくり協議会費	71,680,300	69,113,707	0	2,566,593	集落支援員設置業務 43,311,251 吉崎市まちづくり交付金 25,802,456
	企画費	18,600,000	17,600,000	0	1,000,000	コミュニティ助成事業 17,600,000
	交通対策費	74,407,200	73,232,602	0	1,174,598	地方バス路線維持対策事業補助金 69,369,000 コミュニティバス運行事業 3,863,602
	ふるさと応援寄附金	548,654,963	531,943,997	0	16,710,966	ふるさと応援寄附金事業 173,144,079 ふるさと応援基金積立金 358,799,918
	ウルトラマラソン運営事業	700,000	657,232	0	42,768	ウルトラマラソン運営費補助金 657,232
	テレワーク推進事業	3,162,000	3,162,000	0	0	吉崎市テレワーク施設指定管理料 3,162,000
	起業家人材育成事業	14,007,000	14,006,300	0	700	起業家人材育成事業 14,006,300
	自治体SDGsモデル事業費	19,470,000	19,415,000	0	55,000	自治体SDGsモデル事業 19,415,000
	地域創生費	36,697,000	32,106,380	0	4,590,620	定住奨励事業 21,487,000 Uターン促進短期滞在費補助金 100,200 島外通勤・通学者交通費助成事業 4,228,380 成婚奨励金事業 800,000 結婚支援事業 4,320,800 結婚新生活補助金 1,170,000

令和3年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ繰越額	不用額	
総務費	杵岐なみらい研究所運営費	14,280,000	14,212,992	0	67,008	杵岐なみらい研究所運営事業 3,817,000 外部専門家招聘事業費 4,796,000 地域おこし企業人負担金 5,599,992
	Power-To-Gas実用化推進事業	68,827,000	68,826,120	0	880	杵岐市におけるRE水素システム実証試験業務 68,826,120
	二酸化炭素排出抑制対策事業	32,890,000	32,890,000	0	0	杵岐市洋上風力発電導入可能性検討業務 32,890,000
	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業	657,775,259	381,946,527	42,616,000	233,212,732	長崎県離島航路航空路運賃低廉化負担金 34,469,261
						滞在型観光割引事業負担金（長崎県国境離島地域しま旅滞在促進事業【R2繰越】） 6,399,120
						滞在型観光割引事業負担金（長崎県国境離島地域しま旅滞在促進事業） 6,349,322
						滞在型観光割引事業負担金（長崎県国境離島地域しま旅滞在促進事業【R4へ繰越】） 0
						雇用機会拡充事業 223,272,000
						離島輸送コスト支援事業（農林） 61,362,714
						離島輸送コスト支援事業（水産） 50,094,110
テレワーク施設整備促進事業	122,000,000	118,821,000	0	3,179,000	逆参勤交代構想モデル地方創生テレワーク事業 11,990,000 杵岐市サテライトオフィス等活用促進事業補助金 4,000,000 杵岐市サテライトオフィス等開設支援事業補助金 102,831,000	
電算業務費	263,893,000	262,588,294	0	1,304,706	単独電算システム機器保守管理費 13,836,900	
					単独電算システムソフトウェア保守管理費 48,488,000	
					単独電算システムソフトウェア 制度改正に伴う改修費 752,400	
					単独電算システム機器賃借料 24,146,684	
					共同電算システム移行経費 175,364,310	
情報管理費	42,206,000	41,355,380	0	850,620	情報システム機器保守管理費 5,228,300	

令和3年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ繰越額	不用額	
総務費	情報管理費					情報システムソフトウェア保守管理費 14,127,080 情報システム機器更新費 22,000,000
	地域情報通信事業費	124,729,000	50,267,000	74,462,000	0	ケーブルテレビ施設 石田中継局通信機器更新工事 設計監理業務【R4へ繰越】 0 ケーブルテレビ施設 石田中継局通信機器更新工事【R4へ繰越】 47,000,000 観光防災WiFiアクセスポイント更新工事等 3,267,000
	交通安全対策費	3,500,000	1,770,000	0	1,730,000	高齢者先進安全自動車購入費補助金 1,770,000
	新型コロナウイルス感染症対応事業費	1,486,198,600	1,120,832,976	46,491,050	318,874,574	観光需要喚起対策事業補助金【R4へ繰越】 4,008,950 観光基盤維持緊急支援事業補助金【R2繰越】 2,005,600 キャッシュレス消費喚起対策事業 30,741,293 キャッシュレス消費喚起対策事業【R2繰越】 22,658,273 プレミアム商品券発行事業補助金 34,697,612 地産地消応援プレミアム付き商品券発行事業【R2繰越】 59,456,338 事業継続支援金 14,725,000 酒類販売事業者支援金 5,442,000 長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金 433,380,000 生活困窮者自立支援金【R4へ繰越】 2,280,000 漁業用燃油対策事業 21,647,010 壱岐市農業継続支援金事業【R2繰越】 43,000,000 壱岐市漁業継続支援金事業【R2繰越】 60,400,000 事業継続支援金（農林） 6,433,000 事業継続支援金（水産） 3,625,000

令和3年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
総務費	新型コロナウイルス感染症対応事業費					<ul style="list-style-type: none"> 岐阜市航路航空路確保緊急対策支援補助金（航空路） 4,000,000 岐阜市航路航空路確保緊急対策支援補助金（航路） 7,500,000 感染症予防対策用資機材購入事業【R2繰越】 24,132,900 住民税非課税世帯等臨時特別給付金【R4へ繰越】 340,700,000
						<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校GIGAスクール構想整備事業 167,530,000 ケーブルテレビ施設 通信機器更新工事 監理業務【R2繰越】 4,180,000 ケーブルテレビ施設 通信機器更新工事【R2繰越】 163,350,000
民生費	社会福祉総務費	20,453,000	20,377,500	0	75,500	<ul style="list-style-type: none"> 第3次地域福祉計画策定業務 4,504,500 生活困窮者自立支援事業 15,873,000
	民生委員協議会運営事業	7,389,000	5,654,600	0	1,734,400	民生委員協議会運営事業 5,654,600
	社会福祉協議会運営事業費	35,734,000	35,733,500	0	500	<ul style="list-style-type: none"> 民児協・慰霊祭事務局運営費 5,000,000 社協ボランティアセンター活動費 687,000 社協心配ごと相談事業費 355,000 社協事務局設置費 29,691,500
	障害福祉総務費	5,664,776	5,382,772	0	282,004	<ul style="list-style-type: none"> 第3次障がい者計画策定業務 3,520,000 配食サービス事業 1,375,776 県障害者スポーツ協会 375,616 心身障害者福祉タクシー助成 91,260 障害者（児）交通費助成事業 20,120
	障害者自立支援給付事業	851,598,166	827,698,535	0	23,899,631	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者補装具給付費 5,600,255 障害福祉サービス費 822,098,280
	障害者自立支援医療事業	49,454,304	49,454,304	0	0	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援医療費 40,942,343 療養介護医療費 8,511,961

令和3年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
民生費	障害者地域生活支援事業	73,437,259	64,366,625	0	9,070,634	障害者移動支援事業費 23,763,040 障害者日常生活用具給付費 8,632,441 日中一時支援事業費 31,971,144
	障害者医療費助成事業	63,000,000	59,524,057	0	3,475,943	障害者福祉医療費 59,524,057
	特別障害者手当等給付事業	19,773,000	19,675,750	0	97,250	障害児福祉手当 1,488,000 特別障害者手当 18,187,750
	郷ノ浦デイサービスセンター管理費	6,972,000	6,972,000	0	0	郷ノ浦デイサービスセンター管理業務 6,972,000
	勝本ふれあいセンター「かざはや」管理費	31,533,000	31,533,000	0	0	勝本ふれあいセンター「かざはや」管理業務 31,533,000
	芦辺クオリティライフセンター「つばさ」管理費	21,102,000	21,102,000	0	0	芦辺クオリティライフセンター「つばさ」管理業務 21,102,000
	石田総合福祉センター管理費	12,184,000	12,184,000	0	0	石田総合福祉センター管理業務 12,184,000
	老人福祉事業費	9,537,000	8,655,520	0	881,480	敬老祝金 3,860,000 三島航路乗船カード交付事業 1,035,520 シルバー人材センター 3,760,000
	在宅福祉事業費	7,439,800	7,439,800	0	0	外出支援サービス事業 7,439,800
	還暦事業費	1,170,000	998,915	0	171,085	還暦行事 998,915
	敬老事業費	8,282,000	6,422,674	0	1,859,326	敬老事業 6,422,674
	入湯券等助成事業費	8,973,000	7,507,300	0	1,465,700	はり灸等券助成（老人） 4,146,100 入湯券助成（老人） 3,361,200
	老人クラブ事業費	7,458,000	7,078,640	0	379,360	老人クラブ活動支援事業 7,078,640
	介護保険事業費	16,380,000	16,272,000	0	108,000	介護人材確保対策事業 16,272,000

令和3年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
民生費	後期高齢者医療費	10,100,640	10,100,640	0	0	健康診査 10,100,640
	児童福祉総務費	132,587,000	115,638,084	0	16,948,916	出産祝金 5,570,000
						乳幼児・母子・寡婦福祉医療費 43,406,108
						障害児施設措置費（給付費） 29,001,900
						放課後児童クラブ等育成支援事業 37,660,076
	児童措置費	1,190,519,000	1,129,210,240	1,000,000	60,308,760	特例給付児童手当 2,675,000
						施設等受給者児童手当 360,000
						児童手当 354,110,000
						児童扶養手当 143,964,280
						小規模保育施設公定価格負担金 159,050,960
子育て世帯生活支援特別給付金 27,750,000						
ひとり親世帯生活支援特別給付金 24,000,000						
子育て世帯等臨時特別支援事業【R4へ繰越】 417,300,000						
衛生費	保健衛生総務費	1,793,000	1,199,000	0	594,000	香岐市食生活改善推進員協議会補助金 1,199,000
	母子保健事業	22,343,000	21,689,178	0	653,822	母子保健事業 21,689,178
	がん検診事業	47,729,000	46,969,064	0	759,936	がん検診事業 46,969,064
	一般予防対策事業	73,833,000	62,990,172	0	10,842,828	一般予防対策事業 62,990,172
	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	197,104,000	189,577,834	0	7,526,166	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 189,577,834
	環境衛生費	63,969,000	51,669,789	0	12,299,211	使用済自動車等海上輸送費補助金 1,706,689
海岸漂着物回収運搬処理業務 46,003,100						

令和3年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
衛生費	環境衛生費					野犬捕獲業務委託 3,960,000	
	葬斎場管理費	91,175,850	63,539,520	0	27,636,330	葬斎場管理費 20,388,720 沓岐葬斎場外構工事【R2繰越】 43,150,800	
	清掃総務費	8,192,000	7,909,000	0	283,000	自動車騒音常時監視及び面的評価業務 1,089,000 沓岐市最終処分場等水質検査業務委託 6,820,000	
	塵芥処理費	330,196,090	321,654,583	0	8,541,507	ごみ袋作成 16,775,000 ごみ袋等取扱業務委託 3,013,680 沓岐リサイクルセンター運営委託 22,440,000 トレイ等分別作業委託 4,279,000 一般廃棄物処理業務委託（環境管理組合） 237,416,300 古紙類等資源化処理業務委託 35,530,000 主要道路空き缶空き瓶等回収業務 1,120,090 不法投棄物撤去処理業務委託 1,080,513	
	たかのはら憩の森 管理費	2,187,000	1,839,252	0	347,748	たかのはら憩の森周辺環境管理費 1,839,252	
	クリーンセンター 費	206,264,000	200,858,854	0	5,405,146	クリーンセンター管理費 200,858,854	
	勝本自給肥料供給 センター費	42,328,400	39,406,069	0	2,922,331	勝本町自給肥料供給センター管理費 39,406,069	
	汚泥再生処理セン ター費	204,206,600	194,064,723	0	10,141,877	汚泥再生処理センター管理費 194,064,723	
	合併処理浄化槽設 置整備費	54,290,000	50,307,000	0	3,983,000	合併処理浄化槽設置整備事業補助金 50,307,000	
	農林水産業費	農業振興事業	7,249,000	5,319,000	0	1,930,000	葉たばこ産地維持対策事業 700,000 農業経営安定化支援事業補助金 1,870,000 沓岐市特定地域づくり事業 103,000

令和3年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
農林水産業費	農業振興事業					農地中間管理機構地域集積金補助金 502,000 ながさき水田農業生産強化支援事業 2,144,000
	農地保有合理化促進対策費	8,356,000	7,851,700	0	504,300	農地流動化奨励補助金 7,851,700
	農業経営基盤強化対策費	3,456,000	3,076,000	0	380,000	担い手育成総合支援協議会 764,000 認定農業者協議会活動支援事業費 2,312,000
	担い手確保・経営強化支援事業	30,450,000	0	30,450,000	0	担い手確保・経営強化支援事業【R4へ繰越】 0
	ながさき型スマート産地確立支援事業	361,000	245,000	0	116,000	ながさき型スマート産地確立支援事業 245,000
	農業資金融資費	19,000	18,138	0	862	農業経営基盤強化資金（スーパーL）利子補給費 18,138
	有害鳥獣被害防止対策事業費	36,493,000	22,105,077	0	14,387,923	台湾リス捕獲 20,061,770 イノシシ捕獲 761,522 カラス捕獲 869,285 シカ捕獲 412,500
	人・農地プラン関連事業費	10,374,000	10,248,715	0	125,285	農業次世代人材投資事業（経営開始型） 10,248,715
	経営所得安定対策費	14,129,000	14,055,780	0	73,220	経営所得安定対策推進事業 14,055,780
	強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業	2,165,000	2,165,000	0	0	強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業 2,165,000
	畜産振興事業費	16,232,000	15,257,040	0	974,960	情報発信事業（舌岐牛ブランドPR発信事業） 5,522,000 地域肉用牛振興対策事業補助金 2,076,000 地域肉用牛緊急増頭対策事業 4,698,000 地域肉用牛活性化プロジェクト推進事業 2,650,000 畜産環境適正化対策事業 311,040

令和3年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ繰越額	不用額	
農林水産業費	畜産事業費	6,200,000	6,130,000	0	70,000	家畜導入事業費 6,130,000
	農村整備事業	511,286,183	467,199,338	28,432,000	15,654,845	計画策定業務（ハザードマップ作成）【R4へ繰越】 0
						土地改良区経常経費 47,338,000
						圃場整備組合経常経費 800,000
						県営海岸事業 400,000
						県営圃場整備事業【R4へ繰越】 9,400,000
						県営老朽ため池整備事業【R4へ繰越】 16,116,131
						農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策）負担金 25,908,000
						農業水利施設ストックマネジメント事業補助金 25,200,000
						農地耕作改善事業補助金 3,200,000
						土地改良施設維持管理適正化事業賦課金 2,370,000
						土地改良施設維持管理適正化事業 7,970,000
						沓岐農村環境保全協議会 3,300,000
多面的機能支払交付金 120,478,689						
中山間地域等直接支払 186,257,918						
環境保全型農業直接支払交付金 18,460,600						
林業総務費	866,000	866,000	0	0	市有林監督業務 70,000	
					緑の少年団運営費 136,000	
					保安林等管理 660,000	
林業振興事業	16,413,000	16,068,600	0	344,400	保安林等下刈 1,085,800	
					長崎森林づくり担い手対策事業 3,050,000	

令和3年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ繰越額	不用額		
農林水産業費	林業振興事業					保全松林緊急保護事業	6,355,800
						松くい虫航空防除基地作業	1,260,600
						松くい虫航空防除散布	873,400
						松くい虫地上散布	2,832,500
						薬剤樹幹注入作業	610,500
	治山事業	5,853,000	5,425,700	0	427,300	被災住居林地災害土砂除去作業費	270,000
						設計等業務（災害復旧）	462,000
						災害復旧工事	4,350,500
						施設修繕料（道路橋りょう）	343,200
	水産業総務費	40,279,339	39,518,737	0	760,602	長島漁業就業者住宅解体工事	5,233,800
						沓岐地域栽培漁業推進協議会負担金	10,867,739
						磯焼け対策協議会負担金	23,417,198
	沓岐栽培センター管理費	56,768,000	52,178,647	0	4,589,353	沓岐栽培センター管理費	52,178,647
水産業振興費	57,509,000	47,386,306	0	10,122,694	漁業近代化資金等利子補給費	6,182,574	
					漁業系廃棄物処理対策費	595,000	
					漁場監視活動事業	11,135,000	
					漁獲安定共済事業	1,596,781	
					漁船近代化機器導入事業	1,296,000	
					漁船損害補償事業	4,165,526	
					磯根資源回復促進事業	1,508,425	
					漁業経営継続対策事業	1,830,000	

令和3年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
農林水産業費	水産業振興費					漁業施設等整備事業	1,000,000
						沿岸漁業振興基金積立金	18,077,000
	水産業振興総合対策事業費	33,830,000	33,790,000	0	40,000	6次産業化市場規模拡大対策整備事業【R2繰越】	25,590,000
						持続可能な新水産業創造事業	8,200,000
	離島漁業再生支援 交付金事業	277,411,000	270,578,944	0	6,832,056	離島漁業再生支援交付金	270,578,944
	漁業就業者確保育 成総合対策事業	16,748,000	15,317,220	0	1,430,780	担い手体験取組事業	1,110,030
						受け皿づくり事業	349,190
						技術習得支援事業	5,200,000
						認定漁業者支援事業	8,658,000
	水産多面的機能発 揮対策支援事業	2,333,000	2,124,730	0	208,270	水産多面的機能発揮対策地域協議会負担金	2,124,730
漁港管理費	13,361,000	12,484,965	875,000	1,035	県営漁港事業負担金【R4へ繰越】	5,561,465	
					船溜まり整備事業補助金	1,000,000	
					芦辺港ターミナルビル屋上防水改修工事	5,923,500	
漁港漁場整備費	298,088,060	232,087,500	50,890,000	15,110,560	漁村再生交付金事業		
					調査設計業務【R4へ繰越】	29,337,800	
					水産物供給基盤機能保全事業		
					改修工事【R4へ繰越】	44,707,300	
					改修工事【R2繰越】	20,149,400	
					漁港機能増進事業		
					測量設計業務【R2繰越】	8,294,000	
					改修工事【R2繰越】	84,497,600	

令和3年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
農林水産業費	漁港漁場整備費					久喜漁港災害復旧事業 災害復旧工事【R2繰越】 45,101,400
商工費	商工振興費	141,966,000	121,662,313	0	20,303,687	商工会運営費 11,039,000 ふるさと就職支援事業 17,170,000 商工振興預託金 30,000,000 地域商社運営費等補助金 22,605,401 戦略産品輸送経費支援事業 40,847,912
	観光振興費	170,875,000	87,223,627	0	83,651,373	島外スポーツ団体誘致事業 3,258,000 スポーツ大会等誘致事業 1,100,000 沓岐行き教育旅行推進事業 6,899,000 沓岐市観光連盟運営費補助金 38,800,000 イベント振興事業（サイクル、新春マラソン） 1,020,000 しま共通地域通貨発行業務 27,241,627 沓岐島観光需要安定化対策事業 8,905,000
	観光施設管理費	39,800,000	33,595,000	0	6,205,000	イルカパーク管理（指定管理） 19,800,000 まち・ひと・しごと創生補助金（沓岐島レポートプロジェクト）【R2繰越】 13,795,000
土木費	道路維持費	191,858,000	191,741,191	0	116,809	施設修繕料 51,982,831 市道環境管理 20,350,000 機械類借上料 11,505,560 維持補修工事 88,898,700 市道維持管理業務 19,004,100

令和3年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ繰越額	不用額	
土木費	道路橋りょう新設改良費	1,475,905,200	753,397,233	717,960,000	4,547,967	<p>●道路改良費（補助）</p> <p>測量設計業務【R2繰越】 48,418,700</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沓岐市道路橋定期点検【R2繰越】 ・ 市道青嶋線（青嶋大橋）橋梁補修工事【R2繰越】 ・ 2級市道久喜初瀬線（久喜棧道橋）橋梁補修工事【R2繰越】 ・ 2級市道惣清当田線（鶴掛橋）橋梁補修工事【R2繰越】 <p>改修工事【R2繰越】 188,571,600</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1級市道黒崎線道路改良工事【R2繰越】 ・ 2級市道久喜初瀬線（久喜棧道橋）橋梁補修工事【R2繰越】 <p>測量設計業務 16,793,700</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1級市道黒崎線道路改良工事 ・ 1級市道丘中田大久保線交通安全施設整備工事 ・ 市道辻1号線交通安全施設整備工事 ・ 1級市道初山中央線交通安全施設整備工事 ・ 1級市道紺屋町線道路防災安全工事 <p>改修工事【R4へ繰越】 209,617,600</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1級市道黒崎線道路改良工事【R4へ繰越】 ・ 1級市道住吉湯ノ本線道路改良工事【R4へ繰越】 ・ 1級市道丘中田大久保線交通安全施設整備工事【R4へ繰越】 ・ 市道辻1号線交通安全施設整備工事 ・ 1級市道紺屋町線道路防災安全工事【R4へ繰越】

令和3年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ繰越額	不用額	
土木費	道路橋りょう新設改良費					<ul style="list-style-type: none"> ・ 1級市道初山中央線交通安全施設整備工事【R4へ繰越】 ・ 1級市道片原若松線交通安全施設整備工事【R4へ繰越】 ・ 1級市道中山桜木線交通安全施設整備工事【R4へ繰越】 ・ 1級市道片原中央線道路防災安全工事【R4へ繰越】 ・ 2級市道久喜初瀬線（久喜棧道橋）橋梁補修工事【R4へ繰越】 ・ 2級市道惣清当田線（鶴懸橋）橋梁補修工事【R4へ繰越】 <p>補償工事 4,337,300</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1級市道黒崎線道路改良工事 <p>土地購入費 2,649,262</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1級市道黒崎線道路改良工事 ・ 1級市道住吉湯ノ本線道路改良工事 ・ 1級市道丘中田大久保線交通安全施設整備工事 ・ 市道辻1号線交通安全施設整備工事 <p>補償費 60,542,506</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1級市道黒崎線道路改良工事 ・ 1級市道丘中田大久保線交通安全施設整備工事 <p>水道管布設替補償費 9,958,000</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1級市道黒崎線道路改良工事 ・ 1級市道住吉湯ノ本線道路改良工事 <p>電柱移設替補償費 1,777,506</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1級市道黒崎線道路改良工事

令和3年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ繰越額	不用額	
土木費	道路橋りょう新設改良費					<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級市道住吉湯ノ本線道路改良工事 ・ 1 級市道丘中田大久保線交通安全施設整備工事 ●道路改良費（単独） 改修工事【R2繰越】 5,600,700 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 級市道住吉山信線道路改良工事【R2繰越】 点検業務委託料 195,800 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級市道新郷ノ浦港線（常磐橋）定期点検 改修工事 2,927,100 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市道住吉しめノ元線局部改良工事 ●道路改良費（起債） 改修工事【R2繰越】 25,771,900 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級市道深江筒城線道路改良工事【R2繰越】 ・ 1 級市道山崎線道路改良工事【R2繰越】 測量設計業務 19,384,200 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 級市道田ノ上線道路改良工事 ・ 1 級市道住吉船橋線道路改良工事 ・ 1 級市道本村神里線道路改良工事 ・ 1 級市道商高国分線道路改良工事 ・ 市道郡線道路改良工事 ・ 市道大石辻西ノ坂線道路改良工事

令和3年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ繰越額	不用額	
土木費	道路橋りょう新設改良費					<p>改修工事【R4へ繰越】 149,670,000</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道宇土4号線道路改良工事【R4へ繰越】 ・市道藤勢1号線道路改良工事【R4へ繰越】 ・1級市道銀台線舗装工事 ・2級市道流湯岳線道路改良工事 ・1級市道住吉船橋線道路改良工事【R4へ繰越】 ・1級市道山崎線道路改良工事 ・1級市道深江筒城線道路改良工事 ・市道前目1号線道路改良工事 ・市道小場2号線道路改良工事 ・市道鳥山手久多1号線道路改良工事 ・市道津保美1号線道路改良工事 ・市道先畑線道路改良工事 ・市道水畑線道路改良工事 <p>土地購入費 2,499,159</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1級市道新城諸津線道路改良工事 ・市道前目1号線道路改良工事 ・市道郡線道路改良工事 ・市道大石辻西ノ坂線道路改良工事 <p>補償費 224,200</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道郡線道路改良工事

令和3年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ繰越額	不用額	
土木費	道路橋りょう新設改良費					水道管布設替補償費 4,458,000 ・市道藤勢1号線道路改良工事 ・2級市道流湯岳線道路改良工事 ・市道小場2号線道路改良工事 ・市道鳥山手久多1号線道路改良工事 ・市道先畑線道路改良工事 ・市道水畑線道路改良工事
	県営事業費	8,050,000	8,049,750	0	250	県営道路整備事業 8,049,750
	河川管理費	18,891,000	18,474,500	0	416,500	河川台帳等整備業務 7,155,500 河川浚渫工事(物部川、原田川、椎ノ木川、七湊川) 11,319,000
	急傾斜地崩壊対策事業費	10,099,000	7,359,040	0	2,739,960	新町地区急傾斜地崩壊対策工事 4,998,400 県営急傾斜地崩壊対策事業 2,360,640
	港湾管理費	85,041,000	38,572,700	46,424,000	44,300	県営港湾整備事業負担金【R4へ繰越】 19,250,000 船溜まり整備事業補助金 1,000,000 勝本港埋立事業 測量設計業務 5,790,400 郷ノ浦港ターミナルビル改修事業 調査設計業務 7,956,300 改修工事【R4へ繰越】 4,576,000
	街なみ環境整備事業費	27,600,000	23,600,000	4,000,000	0	勝本浦地区街なみ環境整備事業【R4へ繰越】 19,600,000 勝本浦地区街なみ環境整備事業【R2繰越】 4,000,000

令和3年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
土木費	公園管理費	13,835,000	13,714,351	0	120,649	施設管理業務	13,714,351
	安全・安心な住環境づくり支援事業費	25,424,000	24,924,000	0	500,000	住宅リフォーム支援事業 老朽危険家屋除却支援事業 3世代同居・近居促進事業 民間建築物吹付アスベスト改修支援事業	9,224,000 1,500,000 3,200,000 11,000,000
	住宅建設費	255,558,000	249,013,500	0	6,544,500	古城団地改修工事 大久保団地改修工事 安泊団地改修工事【R2繰越】 古城団地改修工事【R2繰越】	4,400,000 6,757,300 25,640,200 212,216,000
消防費	常備消防費（勝本出張所）	34,870,598	34,870,000	0	598	公用車購入費 勝本出張所救急車購入	34,870,000
	消防施設費	65,564,200	44,800,816	20,130,000	633,384	小型動力消防ポンプ3台購入 消防ポンプ自動車購入 小型動力消防ポンプ積載車3台購入【R4へ繰越】 耐震性貯水槽設置工事2基分 旧芦辺地区第3分団格納庫解体	6,468,000 19,800,000 0 15,912,616 2,620,200
教育費	離島留学生ホームステイ事業	30,371,000	24,537,270	0	5,833,730	沓岐高校離島留学生ホームステイ費補助金 いきっこ留学補助金 沓岐高校離島留学生交通費補助金	11,520,000 11,113,780 1,903,490
	小学校施設整備事業	99,610,000	95,701,720	0	3,908,280	瀬戸小学校グラウンド改修工事 田河小学校屋内運動場外壁及び屋根等改修工事 旧渡良小学校屋内運動場解体工事	36,829,100 40,591,100 18,281,520
	中学校施設整備事業	52,877,000	52,877,000	0	0	郷ノ浦中学校バックネット改修工事 旧鯨伏中学校屋内運動場解体工事	6,653,900 46,223,100

令和3年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明	
				翌年度へ 繰越額	不用額		
教育費	社会教育総務費	2,980,390	2,930,390	0	50,000	令和3年成人者への沓岐特産品贈答事業【R2繰越】	1,452,000
						沓岐島「島の科学」研究会補助金	122,000
						市地域婦人会連絡協議会補助金	1,122,000
						令和3年沓岐市成人式レンタル衣装キャンセル費支援事業【R2繰越】	234,390
	青少年育成費	8,254,200	7,456,700	0	797,500	市青少年健全育成連絡協議会	960,000
						各種青少年大会	4,904,000
						子ども夢プラン応援補助金	1,592,700
	生涯学習推進費	2,900,000	1,973,985	0	926,015	放課後子ども教室推進事業委託費	1,973,985
	公民館費	216,000	216,000	0	0	公民館運営事業	216,000
	沓岐文化ホール管理費	29,301,000	29,261,100	0	39,900	施設管理業務	11,225,500
					夜間警備業務	5,863,000	
					空調設備保守管理	4,070,000	
					消防設備点検	1,298,000	
					特殊設備保守管理	6,804,600	
郷ノ浦図書館管理費	168,000	97,300	0	70,700	図書ボランティア等育成支援事業	97,300	
石田図書館管理費	124,000	104,200	0	19,800	図書ボランティア等育成支援事業	104,200	
文化財保護費	136,000	136,000	0	0	指定文化財保護管理費補助金	136,000	
市内遺跡発掘調査事業費	8,248,610	7,974,613	0	273,997	沓岐市文化財調査報告書作成費	4,913,610	
					発掘調査地点 伐採業務	1,313,400	
					市内遺跡航空写真撮影業務	565,400	
					発掘調査業務（年代測定業務、自然科学分析業務等）	555,203	
					測量業務	627,000	

令和3年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
教育費	重要文化財保存修理費	3,630,000	3,619,000	0	11,000	重要文化財保存修理 3,619,000
	原の辻遺跡管理費	26,400,000	26,400,000	0	0	原の辻一支国王都復元公園指定管理料 26,400,000
	一支国博物館管理費	90,530,000	89,603,844	0	926,156	一支国博物館管理業務 50,903,844
						一支国博物館活用推進事業 38,700,000
	体育振興費	1,800,000	1,127,252	0	672,748	各種スポーツ全国大会等出場費 22,000
						地区スポーツ行事奨励 1,071,352
青少年体験交流事業補助金 33,900						
聖火リレー事業費	2,970,000	2,970,000	0	0	東京2020オリンピック聖火リレー会場設営業務 2,200,000	
					東京2020オリンピック聖火リレー警備業務 770,000	
大谷公園・体育館管理費	8,049,000	8,048,700	0	300	大谷公園テニスコート人工芝補修工事 8,048,700	
災害復旧費	農林水産施設災害復旧事業	228,597,000	189,162,000	30,402,000	9,033,000	農地等災害復旧事業（現年災）
						測量設計業務 7,585,600 災害復旧工事【R4へ繰越】 36,698,000 農地及び農業用施設災害復旧事業 1,500,000 農地等災害復旧事業（現年災） 災害復旧工事【R2繰越】 75,859,300 農地等災害復旧事業（過年災） 災害復旧工事【R2繰越】 67,519,100
公共土木施設災害復旧費	121,841,000	80,657,000	37,392,000	3,792,000	公共土木施設災害復旧事業（現年災補助）	
					災害復旧工事【R2繰越】 27,214,300	
					災害復旧工事【R4へ繰越】 21,607,600	
					測量設計業務 9,940,700	

令和3年度における主要施策の成果説明書

1. 一般会計

(単位：円)

部門別	主な施策 の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ 繰越額	不用額	
災害復旧費	公共土木施設災害 復旧費					公共土木施設災害復旧事業（現年災単独） 災害復旧工事【R4へ繰越】 5,583,600 公共土木施設災害復旧事業（過年災単独） 災害復旧工事 16,310,800

令和3年度における主要施策の成果説明書

2. 特別会計

(単位：円)

部門別	主な施策の名称	予算額	支出済額	残 額		主な施策の成果の説明
				翌年度へ繰越額	不用額	
国民健康保険事業	一般管理費	1,069,200	969,700	0	99,500	レセプト点検事務共同事業手数料 969,700
	賦課徴収費	648,000	646,800	0	1,200	ファイナンシャル・プランニング業務 646,800
	特定健康診査等事業費	39,206,000	27,800,102	0	11,405,898	特定健診委託料 27,800,102
介護保険事業	介護予防・生活支援サービス事業費	157,614,000	116,314,123	0	41,299,877	介護予防配食サービス事業 18,553,332 高額介護サービス費 130,451 自立支援訪問サービス負担金 26,348,098 自立支援通所サービス負担金 49,559,561 自立支援通所サービス（A型）負担金 21,722,681
	介護予防ケアマネジメント事業費	21,566,000	14,377,890	0	7,188,110	介護予防ケアマネジメント負担金 14,377,890
	包括的支援事業費	13,992,000	13,992,000	0	0	相談窓口設置業務 13,992,000
	任意事業費	18,360,000	16,284,534	0	2,075,466	介護予防配食サービス事業（介護認定者） 16,284,534
	公共下水道事業（一般管理費）	7,700,000	7,700,000	0	0	地方公営企業法適用業務委託 7,700,000
	公共下水道事業（施設整備費）	31,000,000	19,353,700	11,646,300	0	公共下水道施設改築・改修工事【R4へ繰越】 19,353,700
漁業集落排水整備事業（一般管理費）	7,700,000	7,700,000	0	0	地方公営企業法適用業務委託 7,700,000	
漁業集落排水整備事業（施設整備費）	41,300,000	26,434,100	14,704,000	161,900	山崎地区水処理施設機能保全詳細調査設計業務委託 10,296,000 山崎地区水処理施設機能保全対策工事【R4へ繰越】 0 瀬戸芦辺地区機能保全計画策定業務委託【R2繰越】 16,138,100	

【参考資料】

令和3年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）
が充てられる社会保障施策に要する経費

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	344,714 千円
（歳出）	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	3,789,807 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国(県)支出金	市債	その他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	1,036,492	735,539	500	1,772	94,277	204,404
	高齢者福祉事業	60,559	0	0	11,889	5,508	43,162
	児童福祉事業	9,324	92	5,000	500	848	2,884
	母子福祉事業	978	0	0	0	89	889
	生活保護扶助事業	682,015	507,554	0	11,270	62,035	101,156
	小計	1,789,368	1,243,185	5,500	25,431	162,757	352,495
社会保険	介護保険事業	540,066	42,161	0	21,378	49,124	427,403
	国民健康保険事業	267,541	146,808	0	0	24,335	96,398
	小計	807,607	188,969	0	21,378	73,459	523,801
保健衛生	高齢者医療事業	533,451	90,528	0	21,970	48,522	372,431
	疾病予防対策事業	109,959	4,250	2,100	48,500	10,001	45,108
	医療提供体制確保事業	549,422	0	0	0	49,975	499,447
	小計	1,192,832	94,778	2,100	70,470	108,498	916,986
合計	3,789,807	1,526,932	7,600	117,279	344,714	1,793,282	

基金の状況

○積立基金

(単位：千円)

区分	令和元年度末 現在高	令和2年度末 現在高	令和3年度		令和3年度末 現在高	
			積立金	取崩額		
財政調整基金	1,053,960	1,304,222	250,192	0	1,554,414	
減債基金	765,406	765,541	660,020	0	1,425,561	
一般会計分 特定目的基金	地域振興基金	131,738	25,863	5	0	25,868
	地域福祉基金	689,270	686,970	0	0	686,970
	老人ホーム事業施設整備基金	177,017	166,834	8	0	166,842
	中山間ふるさと活性化基金	40,775	40,775	0	0	40,775
	栽培漁業振興基金	129,142	125,240	3	11,900	113,343
	沿岸漁業振興基金	51,148	51,152	18,078	18,077	51,153
	教育振興基金	7,004	8,004	1	1,000	7,005
	松永記念館維持管理基金	7,805	7,805	0	0	7,805
	原の辻遺跡保存整備基金	10,742	6,243	0	0	6,243
	ふるさと市町村圏基金	1,000,000	1,000,000	0	0	1,000,000
	合併振興基金	2,365,600	2,173,400	0	0	2,173,400
	ふるさと応援基金	512,002	544,378	358,800	317,360	585,818
	過疎地域持続的発展特別事業基金	507,947	572,361	256,463	56,000	772,824
	本庁舎建設基金積立金	200,016	250,036	5	0	250,041
	学校施設整備基金積立金	250,043	300,095	50,033	0	350,128
	壱岐市森林環境譲与税基金	3,064	9,578	6,448	0	16,026
	小計	6,083,313	5,968,734	689,844	404,337	6,254,241
計	7,902,679	8,038,497	1,600,056	404,337	9,234,216	
特別会計分	国民健康保険財政調整基金	175,705	130,717	3	45,000	85,720
	介護給付費準備基金	61,112	61,117	2	0	61,119
	農業機械銀行特別会計減価償却基金	22,347	13,046	0	0	13,046
計	259,164	204,880	5	45,000	159,885	
合計	8,161,843	8,243,377	1,600,061	449,337	9,394,101	

○定額運用基金

区分	令和元年度末 現在高	令和2年度末 現在高	令和3年度		令和3年度末 現在高
			積立金	取崩額	
災害資金貸付基金	20,000	20,000	85	85	20,000
奨学資金運用基金	47,566	52,566	16,380	11,380	57,566
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金	2,000	2,000	2,115	2,115	2,000
合計	69,566	74,566	18,580	13,580	79,566

合計（積立基金＋定額運用基金）	8,231,409	8,317,943	1,618,641	462,917	9,473,667
-----------------	-----------	-----------	-----------	---------	-----------